

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社日清製粉グループ本社と称し、英文では NISSHIN SEIFUN GROUP INC. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理

- ①小麦粉の製造及び販売
 - ②飼料並びに農産物を原料とする物品の製造及び販売
 - ③食品の製造及び販売
 - ④倉庫業及び港湾運送業
 - ⑤家畜、家禽の飼育及び魚類の養殖並びにその加工及び販売
 - ⑥畜水産用機器、資材の製造及び販売
 - ⑦家畜、家禽の診療所の経営
 - ⑧栄養剤の製造及び販売
 - ⑨医薬品、医薬部外品、動物用医薬品及びその他の薬品の製造、販売及び輸出入
 - ⑩医療用具、動物用医療用具の製造、販売及び輸出入
 - ⑪小麦その他穀類、食料品、飼料、医薬品その他化学工業製品の加工製造設備及び施設の設計、監理、工事の請負
 - ⑫前記⑪に関連する加工製造用機械器具、装置の設計、製作及び販売
 - ⑬酒類の製造及び販売
 - ⑭レストラン、食堂その他飲食店の経営並びにその設備、資材、物品の販売及び賃貸
 - ⑮スポーツ施設の経営
 - ⑯不動産の売買、賃貸及び管理並びにこれらの代理、仲介
 - ⑰企業の経営診断、経営指導
 - ⑱コンピュータによる情報処理及び情報提供業務並びにそのソフトウェアの開発、販売及び賃貸
 - ⑲印刷用・フィルター用メッシュクロス、成形フィルター及び電子部品の製造及び販売
 - ⑳以上に附帯する事業
2. 前号①ないし⑳に関する研究、開発、調査の受託
3. 不動産の賃貸、管理

4. 工業所有権の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡

5. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、9億3285万6千株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第8条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合、隨時、これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が、これを招集する。

取締役社長に事故があるときは、予め、取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれに代る。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長が、これに当る。

取締役社長に事故があるときは、前条第2項の規定による。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の要件)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(定員)

第18条 当会社の取締役は、14名以内とする。
当会社の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
取締役の選任の決議をする場合には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。
取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。
監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。

(報酬等)

第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の設置)

第22条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役会の招集権者)

第23条 取締役会は、取締役社長が、これを招集し、その議長となる。
取締役社長に事故があるときは、予め、取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれに代る。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議要件)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(代表取締役)

第28条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。

(役付取締役、執行役員、相談役、顧問)

第29条 取締役会は、その決議により、取締役名誉会長、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。
取締役会の決議により、執行役員、相談役、顧問を置くことがある。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項は、取締役会で定める規則による。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第32条 当会社は、監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議要件)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第36条 監査等委員会に関する事項は、監査等委員会で定める規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条 当会社は、会計監査人を置く。

(選任)

第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。

会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定期株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金配当の基準日)

第42条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項の中間配当を行うことができる。

(配当財産の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。

前項の金銭には、利息をつけない。

第8章 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための方策

(新株予約権の無償割当等の承認決議)

第45条 株主総会は、取締役会の決議により行われる次項に定める新株予約権の無償割当等について、当会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、予め承認決議を行うことができる。当該承認決議には、一定の附帯条件を付することができる。当該承認決議は本定款第16条第1項の決議によるものとし、承認決議の有効期間終了前に当該決議の内容を変更する旨の株主総会決議を行う場合には本定款第16条第2項の決議による。

前項に規定する「新株予約権の無償割当等」とは、特定買収行為(20%以上の当会社の株式等を取得する行為として前項に規定する株主総会の承認決議により定めるものをいう。)を行った者及びその関係者等の行使に制約が付された新株予約権の無償割当て又は株主割当てをいう。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、2019年6月26日開催の第175回定時株主総会終結前の同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。